

# JIS

## 人間工学—人とシステムとの インタラクション— インタラクションの原則

JIS Z 8520 : 2022

(JES/JSA)

令和 4 年 3 月 22 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

## 日本産業標準調査会標準第一部会 高齢者・障害者支援専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	藤 本 浩 志	早稲田大学
(委員)	荒 木 薫	特定非営利活動法人日本障害者協議会
	伊 藤 納 奈	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	井 上 剛 伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所
	長 田 信 一	公益財団法人テクノエイド協会
	鹿 野 歩 子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	河 村 真紀子	主婦連合会
	北 風 晴 司	一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会
	齋 藤 直 人	日本生活協同組合連合会
	須 名 隆 志	公益社団法人日本介護福祉士会
	園 山 洋 一	公益社団法人日本包装技術協会
	高 橋 美和子	一般社団法人人間生活工学研究センター
	二 瓶 美 里	東京大学
	根 村 玲 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	森 田 朝 子	一般財団法人在宅ケアもの・こと・思い研究所
	山 口 玲 子	一般財団法人日本消費者協会
	山 本 澄 子	国際医療福祉大学
	渡 邊 慎 一	横浜市総合リハビリテーションセンター

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 11.3.20 改正：令和 4.3.22

官 報 掲 載 日：令和 4.3.22

原 案 作 成 者：一般社団法人日本人間工学会

(〒160-0011 東京都新宿区若葉 1-10 大洋ビル 4C TEL 03-6380-6730)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：高齢者・障害者支援専門委員会 (委員長 藤本 浩志)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 インタラクションの原則	4
4.1 概要	4
4.2 インタラクションの原則及び一般的な設計推奨事項の対象範囲	5
4.3 人間中心設計におけるインタラクションの原則の使用	6
4.4 インタラクションの原則のユーザビリティ向上への貢献	6
4.5 インタラクションの原則間の関係	6
4.6 この規格を適用するための枠組み	7
5 原則及び推奨事項	9
5.1 ユーザが行うタスクへの適合性	9
5.2 インタラクティブシステムの自己記述性	11
5.3 ユーザが抱く期待への一致	13
5.4 ユーザによる学習性	15
5.5 ユーザによる制御可能性	17
5.6 ユースエラーへの耐性	20
5.7 ユーザエンゲージメント	22
附属書 A (参考) この規格の推奨事項を適用するためのチェックリスト	26
参考文献	32
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	34
解 説	35

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人 日本人間工学会（JES）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS Z 8520:2008** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 人間工学—人とシステムとのインタラクション— インタラクションの原則

## Ergonomics of human-system interaction—Interaction principles

### 序文

この規格は、2020年に第2版として発行されたISO 9241-110を基とし、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書JAに示す。

### 1 適用範囲

この規格は、利用状況、用途、環境又は技術に依存しない一般的な用語を用いて、ユーザとシステムとのインタラクションのための原則を規定し、それらのインタラクションの原則を適用するための枠組み、及びインタラクティブシステムを設計するための一般的な推奨事項について規定する。

この規格は、全てのインタラクティブシステムに適用可能である。ただし、安全を重要視するシステム、共同作業、人工知能などの一部の応用技術に対しては適用しない。

この規格は、次のような人々を対象としている。

- 市場要求、ユーザ要求、及びシステム要求を含む要求エンジニア
- ユーザインタフェースの設計・開発者が利用する開発ツール及びスタイルガイドの制作者
- 研修などを通して直接的に、又は指針を組み込んだツール及びスタイルガイドを通して間接的に、この規格を設計活動全般において適用するユーザインタフェースの設計者
- この規格を開発プロセスにおいて適用する開発者
- この規格に含まれる一般的な設計推奨事項への製品の適合性を保証する責任がある評価者
- 製品調達の契約において、この規格を参照する購入担当者

この規格は、ユーザとインタラクティブシステムとのインタラクションの設計に関するインタラクションの原則に焦点を当てている。ISO 9241-112では、情報の提示に関する更なる指針が記載されている。

この規格では、マーケティング、審美性、企業理念など、ほかの視点については考慮しない。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 9241-110:2020, Ergonomics of human-system interaction—Part 110: Interaction principles (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。